

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、昭和28年の「工業誘致促進協議会」の結成を契機に、昭和29年に町村合併し、積極的な工業団地整備と企業誘致施策を展開するとともに、農工併進でまちづくりを進めてきた。

また、昭和39年の中規模内陸工業地区指定を皮切りに、昭和62年に北上川流域テクノポリス、平成5年に北上中部拠点都市、平成12年に高度技術産業集積地域に指定され、その中心都市としての役割を担ってきた。

幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など、製造業を中心におよそ300社の企業が立地する東北有数の「ものづくり都市」を形成している。

加えて、今後も半導体関連企業等の進出も見込まれ、有効求人倍率は岩手県平均を大きく上回っており、中小企業者は必要な人材の確保に苦慮している。

北上市の人口は、平成17（2005）年には94,321人となったが、その後減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後は人口減少が続き、2045年には78,085人（2015年から約16%減少）になると見込まれている。

全国的に少子高齢化が進む中、必要な人材を確保していくためには、労働生産性を高めていくことが有用な手段ではあるが、中小企業の設備投資が進んでおらず、労働生産性は、全国平均を下回っている状況にある。

このような状況を踏まえ、本計画は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境におかれている中小企業者の経営基盤強化について、税制面から支援することで、積極的な設備投資による労働生産性の向上を促進し、課題である人材確保の解消につなげるとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものである。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、北上市経済の維持・成長を目指す。ついては、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市は、幅広い業種の集積に取り組んできた結果、半導体や自動車関連産業のほか、食品製造業、生産用機械器具、金属製品産業など多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、中小企業者の幅広い取り組みを促進し、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。ただし、発電電力のすべてを他社に供給し、売電収入を得るための発電設備は、労働生産性の向上には繋がらないため、本計画の対象外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業構造は、市内11ヶ所の工業団地、流通基地、産業業務団地等に集積する製造業を主要産業としているが、団地以外での事業活動も活発に行われているほか、一次産業である農林業、第三次産業であるサービス産業も市内各地で事業展開されていることから、対象地域は市内全域とし、先端設備の導入による中小企業者の生産性向上の取組を推進する。

### (2) 対象業種・事業

当市では「北上市産業ビジョン」を策定し、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでいくため、農林業、サービス業、工業、観光業など、地域経済の活性化のため、包括的な支援体制を構築している。ものづくり産業だけでなく、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象業種は全ての業種とする。

また、産業間の垣根を越えた６次化や農商工連携、新商品や新製品の開発支援などにより、市内産業の活性化を目指すこととしており、市内事業所において先端設備等を導入することで、計画期間内における労働生産性が年平均３％以上向上することに資すると見込まれる事業（新商品・新製品の開発、新サービスの提供、生産プロセスの改善等）を幅広く認定の対象とする。

## 4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間  
令和7年6月13日～令和9年6月12日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間  
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入促進に当たって配慮すべき事項

(1) 地域経済の発展に関する配慮

市は、健全な地域経済の発展に配慮することとし、次のいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定の対象外とする。

①人員削減を目的とした取組

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者からの申請

③市町村税（法人税）を滞納している者からの申請

(2) 雇用への配慮

市は、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

①市は、先端設備等導入促進計画の認定判断に当たっての客観的な基準及び同計画の作成に資する資料等について公表し、中小企業の積極的な取組につながるよう配慮する。

②市は、認定に当たって導入促進指針及び導入促進基本計画に適合することを確認するため、追加の書類の提出を求めることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮する。

(4) 中小企業者に対する施策の総合的推進

市は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該事業者が行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保等、必要な施策を総合的に推進するよう努める。

(5) 計画の進捗状況についての調査

市は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に調査把握するとともに、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。